〔校内研修〕　　特別支援教育の推進

１　特別支援教育推進の必要性・背景等

◇ 「障害者基本法」（最終改正H25　教育：第１６条）

◇ 「障害者の権利に関する条約」（国連採択H18　署名H19　批准H26）

◇ 「広島県特別支援教育ビジョン」（H20）⇒　「今後の特別支援教育推進基本方針」

◇ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中教審H24）

◇ 「広島県特別支援教育ハンドブック１（H19）・２（H20）・３（H21）」

◇ 「障害者差別解消法」（施行H28）

◇ 「広島県特別支援教育ビジョン改訂」（R２）

《概念理解》

　○ インクルーシブ教育システム　・・・　「障害者の権利に関する条約」で位置付けられた概念で，人間の多様性の尊重を推

進し，障害のある者が自分の能力等を最大限に発達させて社会に効果的に参加することを可能とするために構築

を目指す，障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

　○ 合理的配慮　・・・　「障害者の権利に関する条約」で位置付けられた概念で，障害のある子供が，他の子供と平等に

教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために，学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整

を行うこと。　⇒　「障害者基本法」の改正（H23）・「障害者差別解消法」の施行（H28）で具現化

２　特別支援教育を推進するための校内体制

◎　特別支援教育推進委員会

◇ 目的　・・・　生徒の実態把握に基づいて支援方策を明確にして，支援策を組織的に推進する

◇ 構成員　・・・　校長・教頭・特別支援教育コーディネーター・□□□・△△△・・・・

◇ 年間活動計画　・・・　生徒の実態把握・個別の教育支援計画の作成周知・個別の指導計画の作成周知・校内研修

計画の作成実施・保護者連携の方針・関係機関との連携計画など

◎　特別支援教育コーディネーター

◇ 役割　・・・　校内の特別支援教育の推進を担う　⇒　適任者を組織的に位置付け，特別支援教育推進委員会の取

りまとめ・内容づくりを担うとともに，教頭とともに関係機関等との窓口機能も担う

◇ 該当者　・・・　○○教諭（▽▽部に所属）

◎　外部機関等との連携

　　　◇ 関係外部機関　・・・　（県教委・保健所・ハローワーク・出身中学校・大学・・・・）

３　個別の教育支援計画・個別の指導計画　・・・　個人名・個人情報を書く場合は《取扱注意》

◎　個別の教育支援計画　・・・　障害のある生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応するとい

う考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的

とする。　⇒　出身中学校，関係機関との連携しながら作成（保護者連携は別途整理）

◎　個別の指導計画　・・・　本校としての個別の生徒の状況・教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り

込んだ指導計画　⇒　特に，授業・行事等における留意事項を教職員全員が把握して適切な対応・支援が行え

るようにするためのもの　⇒　学期、学年等ごとに作成し校内周知（情報共有の内容・方法については別途整理）